

マイナンバー（個人番号）の「通知カード」の受取について

来年1月からマイナンバー制度が始まることを受け、税・社会保障関係手続のため、当社においても社員のみなさまの個人番号を収集することとなりますので、御協力をお願いします。

そのため、まずは各人のマイナンバーを確実に受け取っていただきたく、以下のとおりご連絡します。

1. あなたの住民票の所在地を確認しましょう

マイナンバーが記載された通知カードは住民票の所在地宛てに郵送されます。住民票の所在地がどこになっているか確認しましょう。なお、封筒には世帯全員分の通知カードが同封され、簡易書留で郵送されます。

2. 確実に受け取りましょう

通知カードは10月20日頃からおおむね11月中に簡易書留により郵送されますが、直接受け取る必要があります。不在時には不在通知が投函されますので、1週間以内に自宅や勤務先等に再配達を依頼するか、郵便局で受け取りましょう。

万一、受け取れなかった場合は、住民票のある市区町村に連絡してください。

3. 大切に保管しましょう

通知カードは、マイナンバーの手続で番号が正しいかを確認するために必要な書類です。通知カードを受け取った後は、紛失しないよう、大切に保管しましょう。

そのほか、マイナンバーの通知カード及び個人番号カードに関してご不明な点がありましたら、下記コールセンターまでお問い合わせください。

●個人番号カードコールセンター 0570-783-578

平日 8:30-22:00 土日祝日（年末年始を除く） 9:30-17:30

※IP電話等でつながらない場合は 050-3818-1250 におかけください。